

一般社団法人 日本セパタクロー協会
アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本セパタクロー協会（以下「本協会」という。）規程4章「内部組織」により設立するアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、本協会に登録する選手（以下「選手」）の意見を取りまとめ、本協会理事会等の意思決定機関に反映させ、選手の育成並びにセパタクロー競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または、委員の発案により、次の各事項について協議し、選手間の合意を形成し、理事会に答申または報告する。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
- (2) 選手の競技環境の改善や選手選考に関すること
- (3) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (4) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (5) セパタクロー競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (6) セパタクロー競技の普及発展に寄与すること
- (7) 日本オリンピック委員会(JOC)アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (8) その他、本協会加盟の競技選手に関すること

(委員会)

第4条 委員会の構成、委員会の議事、委員会の細則等に関しては、本協会の規定第4章「内部組織」の「30. 委員会」の内容に準ずる。

附則 1、この規程は2021（令和3）年3月29日から施行する。